

高松市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

高松市選挙管理委員会委員長 井 上 悟

高松市選挙管理委員会規程第 1 号

高松市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程の一部を改正する規程

高松市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程（昭和 5 7 年高松市選挙管理委員会規程第 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（掲示場の様式等） 第 2 条 略 2 略 3 掲示場の区画には、別記様式の例により、一連番号を記載するものとする。	（掲示場の様式等） 第 2 条 略 2 略 3 掲示場の区画には、別記様式の例により、<u>右端から</u>一連番号を記載するものとする。

別記様式（第2条関係）

		4	1	高松市 選挙ポスター掲示場 高松市選挙管理委員会
		5	2	注 意 一 ポスターは、指定された区 画内にはつてくたさい。 二 この掲示場は、高松市 選挙の候補者以外の方は、 使用できません。 三 掲示場をこわしたり、ポス ターをやぶったりすると罰 せられます。
		6	3	

備 考

- 1 区画の大きさは、縦横それぞれ4 5センチメートル程度とする。
- 2 区画を区分する線の太さは、おおむね1センチメートルとする。
- 3 掲示区画に付した数字は、一連番号を記載する順序を示す。
- 4 次に掲げる区画は、掲示区画数が増加して変更されたときは、掲示区画に転用することができる。この場合において、転用する順序は、次に掲げる順序による。
ア イに掲げる区画の下区画
イ ポスター掲示場の使用等に係る注意事項を記載した区画
ウ 選挙の種別及びポスター掲示場である旨を表示した区画
- 5 4のアからウまでに掲げる区画には、掲示区画に転用する場合に備え、あらかじめ、3により記載した一連番号に続けて、4の後段に規定する順序により当該区画の全部に一連番号を記載することができる。

別記様式（第2条関係）

19	16	13	10	7	4	1	表
20	17	14	11	8	5	2	示
21	18	15	12	9	6	3	欄

備 考

- 1 区画の大きさは、縦横それぞれ42センチメートル以上とする。
- 2 区画を区分する線の太さは、おおむね1センチメートルとする。
- 3 表示欄には次の事項を記載する。

高松市 選挙ポスター掲示場 高松市選挙管理委員会	注 意	一 ポスターは、指定された区画内にはつてくたさい。 二 この掲示場は、高松市 選挙候補者以外の方は使用できません。 三 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。
--------------------------------	-----	---

附 則

この規程は、公布の日から施行する。